Web 年金広報
2021年12月号
Vol.105（通巻750号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

Topics｜トピックス

- 2022年10月1日より健康保険・厚生年金保険の適用事業所の適用業種に士業を追加
- フィンランドとの社会保障協定が2022年2月1日より発効
- 厚労省「2021年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」を公表
- 日本年金機構、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書」を送付
- 第２回「令和の年金広報コンテスト」の受賞者が決定
- 2021年９月末現在の国民年金の月次保険料納付率は３年経過納付率で76.9%

◆ 2022年10月1日より健康保険・厚生年金保険の適用事業所の適用業種に士業を追加

日本年金機構は2021年11月18日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行により、2022年10月1日以降、【適用の対象となる士業】に該当する個人事業所（下記）のうち、常時５人以上の従業員を雇用している事業所は健康保険および厚生年金保険の適用事業所となることを、ホームページ上で通知した。

【適用の対象となる士業】
弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理人、税理士、社会保険労務士、弁理士

適用となった常時５人以上の従業員※を雇用している士業の個人事業所は、2022年10月1日以降に「新規適用届」を年金事務所（事務センター）に提出する。また、正社員とパート・アルバイトのうち１週の所定労働時間および１月の所定労働日数が通常の労働者の４分の３以上である従業員については、健康保険・厚生年金保険の「被保険者資格取得届」等の提出が必要となる（**表１**）。

※従業員とは正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトなどの名称を問わず、１週の所定労働時間および１月の所定労働日数が通常の労働者の４分の３以上ある人をいう。

＜表１＞ 適用事業所の手続について

（１）新規適用届

区　分	内　　容
提出時期	事実発生日から５日以内
提出方法	電子申請、郵送、窓口へ持参
提　出　先	【電子申請】 提出先欄で事業所の所在地を管轄する年金事務所（事務センター） 【郵　　送】 事業所の所在地を管轄する事務センター（年金事務所） 【窓口持参】 事業所の所在地を管轄する年金事務所 ＊実際に事業を行っている事業所の所在地が事業主の住民票に記載された所在地と異なる場合は、実際に事業を行っている事業所の所在地を管轄する事務センター（年金事務所）となる。
届　出　者	事業主（事業所の事務担当者）
添付書類	〈強制適用となる個人事業所の場合〉 事業主の世帯全員の住民票の写し（コピー不可・個人番号の記載がないもの） ＊提出日から遡って90日以内に発行されたもの。 ＊事業所の所在地が事業主の住民票に記載された所在地と異なる場合は「賃貸契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを別途添付する。

（2）被保険者資格取得届

区　分	内　　容
提出時期	事実発生日から５日以内
提出方法	電子申請、郵送、窓口へ持参
提 出 先	【電子申請】 提出先欄で事業所の所在地を管轄する年金事務所（事務センター） 【郵　　送】 事業所の所在地を管轄する事務センター（年金事務所） 【窓口持参】 事業所の所在地を管轄する年金事務所 ＊実際に事業を行っている事業所の所在地が事業主の住民票に記載された所在地と異なる場合は、実際に事業を行っている事業所の所在地を管轄する事務センター（年金事務所）となる。
届 出 者	事業主（事業所の事務担当者）
添付書類	なし

なお、新たに健康保険の被保険者となる人のうち、従前より国民健康保険組合に加入している人については、被保険者となった事実の発生した日（法施行により適用事業所となる場合は2022年10月1日）から14日以内に「健康保険 被保険者適用除外承認申請書」を届出ることにより、引き続き国民健康保険組合に加入することができる。

◆ フィンランドとの社会保障協定が2022年２月１日より発効

2021年11月25日、フィンランドのヘルシンキにおいて「社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（日・フィンランド社会保障協定）、2019年9月23日署名」の効力発生のための外交上の公文の交換が行われた。

本協定は国会の承認を経て2022年2月1日より発効することとなる。発効後は派遣期間が５年以内の一時派遣被用者等は原則、派遣元国の公的年金制度と雇用保険制度にのみ加入することとなり、社会保険料の二重払いの問題が避けられることになる。また、保険料納付済期間は両国での保険期間が通算され、給付の資格期間に算入される。企業及び駐在員等の負担が軽減され、日・フィンランド両国間の人的・経済的交流が一層促進されることが期待される。

現在フィンランドには2,294人の在留邦人（2020年10月1日現在）がおり、この協定が発効すると日本にとって21番目の社会保障協定となる。

◆ 厚労省「2021年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」を公表

厚生労働省は2021年11月19日、「2021年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」を公表した。この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

調査によると、2021年中に「１人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は80.7%、「１人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は1.0%、「賃金の改定を実施しない」は10.1%となっている。「引き上げた・引き上げる」と回答した企業が最も多かったのは「学術研究，専門・技術サービス業」で93.7%、「引き下げた･引き下げる」と回答した企業が最も多かったのは「金融業，保険業」で10.6%、「賃金の改定を実施しない」と回答した企業が最も多かったのは「宿泊業，飲食サービス業」で21.5%となっている。

2021年に「賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業」及び「賃金の改定を実施しない企業」について、賃金の改定状況（９～12月予定を含む）をみると、「１人平均賃金の改定額」 は4,694円、「１人平均賃金の改定率」は1.6%となっている（**表2**）。産業別にみると、「建設業」が6,373円で最も高く、「医療，福祉」が2,855円で最も低くなっている。

「賃金カットを実施し又は予定している企業」の割合は7.7%となっている。これを賃金カットの対象者別にみると、「管理職のみ」は29.0%、「一般職のみ」は18.8%、「管理職と一般職」は52.1%となっている。

また、夏季の賞与の支給状況をみると、「支給した又は支給する（額決定）」企業の割合は85.7%、「支給するが額は未定」は3.5%（同2.6%）、「支給しない」は8.5%となっている。

＜表２＞ 賃金改定区分・企業規模別１人平均賃金の改定額及び改定率

賃金改定区分・企業規模	１人平均賃金の改定額※1	１人平均賃金の改定率※1
計	**4,694円**	**1.6%**
【うち引上げ】※2	**5,187円**	**1.9%**
【うち引下げ】※2	**△ 4,995円**	**△ 2.3%**
5,000人以上	5,202円	1.9%
1,000～4,000人	4,937円	1.7%
300～999人	4,753円	1.7%
100～299人	4,112円	1.6%

注：上記は、「賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業」及び「賃金の改定を実施しない企業」についての数値。

※1　１人平均賃金の改定額及び改定率は、１か月当たりの１人平均賃金の改定額及び改定率。
※2「うち引上げ」は、賃金の改定により１人平均賃金を引き上げた企業についての数値。
「うち引下げ」は、賃金の改定により１人平均賃金を引き下げた企業についての数値。

◆日本年金機構、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書」を送付

日本年金機構は2021年11月18日、2021年10月1日現在で国民年金保険料の未納期間がある人に「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」**(図１)**を送付したことを公表した。通知書を受け取った時点でまだ国民年金保険料を納付していない場合は、保有している納付書により保険料を納付する。

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」には、本人の基礎年金番号とともに国民年金保険料の納付状況と年金加入状況が記載されている。

＜図１＞ 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）

【オモテ面】

【中　面】

◆第３回「令和の年金広報コンテスト」の受賞者が決定

厚生労働省は2020年11月30日、ねんきん月間の一環として行った第３回「令和の年金広報コンテスト」の受賞者を決定し発表した。このコンテストには2020年６月～９月にかけてポスター部門と動画部門の２部門の募集が行われ、合計157件の応募があった。同日、表彰式が行われ後藤茂之厚生労働大臣から厚生労働大臣賞等が授与された。

受賞者は次のとおり（敬称略）。

【厚生労働大臣賞】

- ポスター部門
  古田優馬（HAL名古屋・専門学校生）**（図２）**
- 動画部門
  東北公益文科大学阿部公一ゼミ19期生（大学生）

【年金局長賞】

- ポスター部門
  永田一樹（慶應義塾大学）
- 動画部門
  岩佐一人（KAZ-BOY工房・デザイナー）

【特別協賛賞】

- 日本年金機構理事長賞
  tomino（デザイナー）
- 年金シニアプラン総合研究機構理事長賞
  齋藤実和子（会社員）
- 企業年金連合会理事長賞
  泉谷路清（大学生）
- 国民年金基金連合会理事長賞
  佐々木裕平（ファイナンシャルプランナー）

＜図２＞ 厚生労働大臣賞を受賞した古田優馬さんの作品

◆2021年９月末現在の国民年金の月次保険料納付率は３年経過納付率で76.9%

厚生労働省は2021年11月29日、2021年９月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年９月分の納付率】（３年経過納付率）

対前年同期比0.5%増の76.9%であった。３年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は876万月で、納付月数は674万月。

【2019年９月分の納付率】（２年経過納付率）

対前年同期比４.0%増の77.3%であった。納付対象月数は834万月で、納付月数は645万月。

【2020年９月分の納付率】（１年経過納付率）

１年経過納付率は75.4%であった。納付対象月数は814万月で、納付月数は613万月。

なお、都道府県別に見ると、１年経過納付率・２年経過納付率・３年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、３年経過納付率は87.6%となっている。